

○豊島区建築審査会条例

昭和58年3月25日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、豊島区建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(平28条例19・一部改正)

(招集)

第3条 審査会は、会長が招集する。

- 2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査会を招集しなければならない。
 - (1) 区長から法の規定（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて同意を求められたとき。
 - (2) 法第94条第2項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて裁決するとき。
 - (3) 区長から諮問があったとき。
 - (4) 過半数の委員から、審査会に付議する事案を示して、招集の請求があったとき。
- 3 会長は、前項に定めるほか、必要があると認める場合は、審査会を招集することができる。
- 4 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、開会日の3日前までに、会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

(平14条例14・平27条例21・一部改正)

(議事)

第4条 会長は、会議の議長となる。

- 2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(委員以外の者の出席)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第6条 会議は、公開とする。

2 裁決の評議その他議長が公開を不相当と認めた場合は、公開しないことができる。ただし、法第94条第3項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）に基づく口頭審査は、常にこれを公開しなければならない。

3 議長は、場内を整理し、又はその秩序を維持するために必要があると認めるときは、入場を制限することができる。

(平27条例21・一部改正)

(専門調査員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

2 専門調査員は、学識経験者又は区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する。

3 専門調査員は、会長の命を受けて、専門の事項を調査する。

4 専門調査員の任期は、第2条第2項から第4項までの規定を準用する。

(平28条例19・一部改正)

(幹事)

第8条 審査会に、幹事を置く。

2 幹事は、区職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、会務を処理する。

(費用弁償)

第9条 第5条の規定により、審査会に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区から給料を受ける職にある者には支給しない。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和50年豊島区条例第26号）に規定する額とする。ただし、その合計額が1日につき4,800円に達しないときは、4,800円とする。

3 前項に定める費用弁償の支給方法は、豊島区の一般職の職員に対して支給するものの例による。

(平11条例43・平14条例14・一部改正)

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、都市整備部において処理する。

(平11条例43・一部改正)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月21日条例第43号）抄
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第21号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第19号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。